

2月8日以降の対応について

○2月8日現在の基本的な活動レベル 【2】

○活動指針

業務項目	レベル	活動状態
教育活動	2	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、オンライン授業のみ可 ただし、資格試験に必要な実験・実習・実技及び卒業研究、特別研究の面接授業、その他教育上必要な面接授業については、学士課程基盤教育機構長・学部長・研究科長の判断で可 ・オンライン授業受講のためのアクセスポイント提供
研究活動	1	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の徹底をした上で通常どおり
教職員の出勤形態	2	<ul style="list-style-type: none"> ・職務命令権者の判断により、在宅勤務を認める。
会議	2	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる会議・打合せを推奨 ・会議・打合せについては、テレビ会議等のオンライン開催により、ひとつの会議室等に密集することのないように注意する。また、やむを得ず複数が同じ会議室等で会議・打合せを行うときはマスクを着用する。 ・秘匿性の高い情報を扱う場合については、原則、対面会議とする。
学生の登校制限	2	<ul style="list-style-type: none"> ・講義受講生及び図書館利用者を除く学生は登校を自粛 ただし、登校した場合でも大学滞在は必要最低限の時間とする。
課外活動	2	<ul style="list-style-type: none"> ・接触を伴わない屋外の活動は可 ・着替えなどの最低限の部室利用可 ・感染対策が不十分又は本学の行動指針・注意喚起等に反する行為を行ったサークル等に対して、担当理事は直ちに活動停止の措置を取る。 なお、活動停止となったサークル等については、感染対策又は注意喚起を遵守できる体制が確認され次第、活動停止の措置を解除する。
学生支援	2	<ul style="list-style-type: none"> ・学生相談は、特に必要なもののみ対応(その他は、電話、メール、SNS などで対応) ・窓口対応は、必要最低限で対応
行事等の実施・学内施設の外部への開放等	2	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント(オープンキャンパス、就職ガイダンスなど)は状況に応じて判断 ・式典(入学式など)は、状況に応じて判断 ・学内施設の外部への一般開放及び貸し出しは原則禁止 ただし、公的機関及び資格試験(英検など)を主催する団体への貸し出しは可 ・屋内は収容率50%以内とする。 ・屋外は十分な間隔(できれば2m)を空ける。
出張・移動(国内)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・出張・移動及び来学者の受入れについては、国や県の方針等を踏まえ、本学が判断 ・緊急事態宣言の対象区域(※)との不要不急の往来は控える。 ・感染が拡大している地域との往来を慎重にする。 <p>※ 緊急事態宣言の対象地域とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべきとして指定された区域を指す。 (令和3年2月5日現在の対象地域 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県)</p>
出張・移動等(外国)		新型コロナウイルス感染症(COVID-19)における山形大学の活動指針の「10. 出張・移動等(外国)」、「11. 外国への留学」及び「12. 外国からの受入れ」に基づき、対象国・地域ごとに判断する。
外国への留学		
外国からの受入れ		